

スリランカ農園地域の働く母と子どもの自由

The freedom of working mother and child in plantation areas in Sri Lanka

○磯邊厚子¹, 戸田美幸¹, 松永早苗²

Atsuko Isobe, Miyuki Toda, Sanae Matsunaga

1 聖泉大学, 2 東北大学

Seisen University, Tohoku University

【背景と目的】

2019年8月スリランカ中央部州ヌワラエリヤ県の農園地域の託児所で、0-60ヵ月の子どもの身体診査を行った結果、低体重は22%、低身長は24%にみられ、スリランカ全体各々15%、18%に比べ依然高かった。子どもの健康は母親の育児への関心や家庭生活の営み方にも大きく影響を受ける。そのため2020年3月、同地域で託児所に子どもを預けて働いている母親334人に対し、授乳の方法及び離乳時期と離乳食の内容について調査を行った。また、農園業務（茶摘み）に就く母親の育児環境としての家庭の経済面への関心や家計に関する調査を行った。託児所保育の実態についても一部情報を得たので、総合的に評価し、農園地域の子どもの成長不良との関連性を考察する。

【方法】

研究計画書を事前に現地研究協力者に送付し、研究協力者（農園会社、農園託児所、研究対象者）に対し了解を得た上で実施した。研究対象者は農園の茶摘みに従事する5歳未満児を持つ母親である。仕事の休憩時間及び仕事終了後に、農園託児所の部屋を借り、個別にインタビュー調査を実施した。現地タミル語⇄英語の通訳を現地医療スタッフに依頼した。本研究は聖泉大学倫理委員会の承認（019-011）を得ている。

【結果】

1. 基本データ n=334

334人中、20歳代118人、30歳代209人、40歳代7人であった。最終出産での低出生体重児（2500g未満）は77人（29.3%）。就学率は回答229人中、未就学3人（1%）、小学校迄35人（15%）、中学在学迄87人（38%）、高校入学資格有90人（39%）、大学入学資格有14人（6%）であった。

2. 授乳期の授乳法（農園託児所もしくは自宅） n=327

母乳のみ124人（38%）、混合（母乳、粉ミルク、牛乳）202人（62%）、粉ミルクのみ1人であった。

3. 離乳食開始の時期 n=301

6ヵ月：222人、7ヵ月：20人、5ヵ月：19人、9ヵ月：12人、4ヵ月：11人、11-12ヵ月以上8人、8ヵ月7人、10ヵ月2人であった。

4. 離乳食の内容 n=308（複数回答：528件）

米飯がベースにあるが、利用頻度の高い順に、野菜103件、トリポーシャ（栄養補助食品）52件、母乳50件、ポテト49件、ダール豆47件、セリラック（市販離乳食）40件、ビスケット36件、紅コメ26件、ミルク24件、Golden cow Biscuit（市販離乳食）22件、魚20件、ニンジン16件、カレー12件、Green grums豆11件、緑葉7件、牛乳5件、卵5件、チキン3人であった。

5. 給与受取及び家計の調整

表1の通りである。

【考察】

1. 混合授乳が62%、離乳食に高価な市販食品

粉ミルクを使う理由は、農園業務で母乳の時間がとれない、フィールドと託児所や自宅が遠く離れ、距離的に母乳をあげられない、母乳不足、という順であった。仕事上の授乳には山中昇降の時間が要ること、一日の茶摘みノルマ16kgを果たすことの困難も考えられた。育児よりも仕事優先である。UNICEF

やWHOが推奨する生後6ヵ月の完全母乳は、農園で働く母にとっては困難であった。離乳食は、6ヵ月開始が最も多く一般的な水準であったが、内容は野菜、ポテト、ニンジンなどがベースにあるものの、高価な市販離乳食（セリラックはRs.420/250g）など利用し、離乳食を作る（時間的）余裕がないことが考えられた。

表1 給与受取と家計調整(人)

	本人	夫	夫と共に	義父母(実父母)
給与受取 n=259	82 (32%)	155 (60%)	1 (0%)	16 (5) (8%)
家計調整 n=306	83 (27%)	161 (53%)	32 (10%)	19 (11) (10%)

2. 働く母として経済的権原が希薄

母親は一家の稼ぎ手で定期収入を得ているにもかかわらず、その多くは、給与受取や家計コントロールを夫や義父母に託していた（表1）。買い物も夫に託し、理由は農園労働で忙しいためと、それへの違和感をもっていなかった。

3. 母の労働条件と育児の両立の難しさ

朝から夕まで自宅と仕事場（フィールド）の往来で体力的にも時間的にも余裕がみられない。1日の茶摘みのノルマが16kg、28日/月の勤務が優先されるためと考えられた。日当はRs.800(約550円)である。

4. 教育の低水準や情報不足が母の気づきを遅くする

半数(54%)以上が義務教育（中学卒業）を満たさず、子の成長記録ノートを読解することも困難で、子の成長不良を気づき難い。また、買い物は夫まかせで、農園外へ出る機会も少なく、社会や市場の情報を得る機会がないため、教育向上の必要性を認識し難く、母として、女性としても職業選択の自由や様々な可能性を知る機会を逃している。必要なことは、農園外の他の人々と交わる機会や、他の地域の生活を知る学習機会である。

【結論】

農園地域の持続的、潜在的な子どもの低体重、低身長の要因は、母が十分な時間を子育てに注ぎ難い現状や、託児所や自宅と仕事場が遠く、さらに一定の授乳時間の確保が保障されていないことが要因と考えられる。子育てに関する制度的条件は、産後84日間の有休以外にはない。即ち産休終了後、授乳や育児に関する時間の確保はない。朝早くから業務に就き、仕事終了まで、わずかな休憩時間のみである。ノルマを果たせば早めに仕事を終えることができるため、最近では昼食時間をとっていない。託児所は、授乳室や子の離乳食への配慮が不十分で、子が成長に沿ったケアを受けられる自由(freedom)が阻害されている。母子の要求がなくとも、総合的な育児ケアの保障が必要である。

本研究は科研費（19H04372）の助成を受けたものです。

【利益相反】

演題発表に関連した利益相反に関係する企業はありません。